

## 上田市締結友好交流関係署名儀式



寧波經濟技術開發區聯合開發區域位置圖

GEOGRAPHICAL LOCATION OF THE UNITED DEVELOPMENT AREA



# 朋

上田市 寧波市 友好交流都市締結

# 友 (友達)

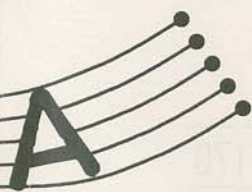
これまで両市は、市民による相互訪問やパイオセンターに農業研修生の受け入れなど交流が行われ、親善を深めてきました。この友好交流都市の提携により、経済、文化、教育、スポーツ、そして技術などの交流をいっそう盛んにし、両市市民の相互理解と友情を深めることが期待されます。

中華人民共和国浙江省、寧波市との友好交流都市の提携調印のため訪中した、竹下市長を団長とする上田市訪中団13人は、2月9日、寧波市を訪問。友好交流都市提携の調印がなされました。調印式には、寧波市からは許運鴻・寧波市長ら21人が出席し、関係者が見守る中、友好交流議定書に両市長が署名。また、提携を記念し、真紅の友好旗を相互に交換しました。



データ (2月1日現在)

人口/121,798人 (+28) 男/59,717人 (+19) 女/62,081人 (+9) 世帯/41,706 (+18)  
外国人登録者数/1,532人 (+54) 男/892人 (+32) 女/640人 (+22)



わが国はいま、急速に高齢化が進んでいます。老後をやり豊かなものにするためには、生活そのものが安定している必要があります。そのために、国民年金は大きな役割を担っています。年金を受けるためには20歳になったら国民年金に加入し、しっかりと保険料を納め続けることが大切です。あなたの老後をより充実したものにするために、国民年金は、みんながお互いに協力して、将来の生活を支え合う制度なのです。

| 国民年金    |                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| し く み   | 世代間のたすけあいにより公平に年金を支給する国の社会保障制度の一つです。                           |
| 運 営     | 国                                                              |
| 保 険 料   | 1か月 11,700円(平成7年度価格)                                           |
| 年金の財源   | 年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料でまかっています。                                |
| 年金額の引上げ | 物価変動に応じて年金額がスライドするため、何十年先でも、年金の価値が保障されます。(完全自動物価スライド制)         |
| 税 控 除   | 納めた保険料は、「社会保険料控除」として全額所得から控除されます。<br>受ける年金は、「公的年金控除」により全額無税です。 |
| 事 務 費   | 全額国が負担します。                                                     |

**Q** 国民年金のしくみを教えてください。

**A** 国民年金は、受給権者となつてから、一生の長期間にわたり受給できる終身年金です。また、その間物価上昇によって、年金の実質価値が目減りしないよう、毎年物価の上昇率に併せてスライドを行い、さらに5年ごとに財政再計算を行い、賃金の上昇や生活水準の向上を反映させるよう年金額の改定を行っています。このようなくみによって、すべての国民に老後の生活の経済的基盤を保障しています。これらは国の責任として法律で義務付けられていますので、いつの時代にも安心していられるのです。



自営業の方とその配偶者  
及び20歳以上の学生の方

**第1号  
被保険者**

厚生年金、共済組合に加入している方

**第2号  
被保険者**

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

**第3号  
被保険者**

## あなたの加入する年金

**Q** 国民年金の被保険者にはどのような種類があるのですか。

**A** 20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある人は、すべて国民年金に加入することになっています。国民年金は、すべての国民に共通の「基礎年金」を給付することを目的とし、その費用を、国民年金の被保険者全体で公平に負担しようという制度なのです。

国民年金の被保険者には3種類があり、次のとおりです。

## ■国民年金の加入・脱退などの手続き

| 届 出 が 必 要 な 場 合                                                | 届出に添える書類等                |
|----------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ●20歳になって初めて加入するとき                                              | 印 鑑                      |
| ●住所・氏名が変わったとき……住民登録といっしょに<br>(保険料を口座振替にしていた方は金融機関の手続きも忘れないように) | 年金手帳<br>印 鑑              |
| ●種別が変わるとき(第3号被保険者になったときなど)                                     | 年金手帳                     |
| ●就職したとき<br>厚生年金や共済組合への手続きなど<br>種別変更の手続きを                       | 健康保険証<br>配偶者の年金手帳<br>印 鑑 |
| ●厚生年金・共済組合をやめたら<br>第1号被保険者に                                    |                          |
| ●免除の申請<br>(生活保護を受けるようになったときなど)                                 | 国民年金の窓口へ<br>お問い合わせ下さい    |
| ●年金を受けようとするとき<br>(本人からの請求が必要)                                  |                          |
| ●死亡したとき<br>(死亡一時金・遺族基礎年金等が請求できる場合があります)                        |                          |



**Q** 国民年金への加入・脱退などの手続きについて教えてください。

**A** 国民年金への加入・脱退などの手続きについては市役所国保年金課の窓口まで届け出をしてください。届け出をしなかったために、年金が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。



国民年金基金制度... 老齢基礎年金だけでは受給できない第1号被保険者が、ゆとりをもって老後を暮らせるようにとの目的で誕生したのが国民年金基金制度です。

# 年金は世代と世代の助け合い

**国民年金保険料は  
毎月きちんと納めましょう。**

**国民年金Q&A**

●国保年金課(内線1365・1366)

**A** 基礎年金の種類について教えてください。  
基礎年金には、次の3種類があります(表A)  
また、第1号被保険者(自営業、20歳以上の学生など)には3つの独自給付があります(表B)



## 保険料

1人あたり  
1か月

**11,700  
円**

(平成7年度価格)

## 保険料の額

**Q** 国民年金の保険料は、一人あたり月額いくら納めなければならぬのですか。  
**A** 国民年金の保険料は、性別・年齢・所得に関係なく一律です。なお、保険料は、20歳から60歳になるまでの40年間納めます。

### ■基礎年金の種類(表A)

|        | こんなとき                                            | 受けられる条件                                                                        | 年金額(平成6年度価格)                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 老齢基礎年金 | 原則として65歳から                                       | 原則として保険料を納めた期間と免除の期間を合算して25年以上ある人                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●40年間納めた人…780,000円</li> <li>●40年に満たない人<br/> <math>780,000円 \times \frac{\text{納付した月数} + (\text{免除の月数} \times \frac{1}{2})}{\text{加入可能年数} \times 12月}</math> </li> </ul> ※加入可能年数は短縮される場合があります |
| 障害基礎年金 | 病気やケガで障害が残ったとき                                   | 保険料を納めた期間と免除の期間が加入期間の $\frac{3}{4}$ 以上あること(平成8年3月までは最近の1年間に保険料の未納がないこと)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●1級…975,000円 2級…780,000円</li> <li>●子の加算 18歳未満の子(障害をもった子は20歳未満)と生活しているとき<br/>               第1子・第2子…224,400円<br/>               第3子以降…1人につき74,800円             </li> </ul>                    |
| 遺族基礎年金 | 妻が受ける時<br>夫の死亡により18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人         | 亡くなった人の保険料を納めた期間と免除の期間が加入期間の $\frac{3}{4}$ 以上あること(平成8年3月までは最近の1年間に保険料の未納がないこと) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●1,004,400円(子が1人のとき)</li> <li>●子の加算 子が2人以上いるとき<br/>               第2子…224,400円 第3子以降…1人につき74,800円             </li> </ul>                                                                    |
|        | 子が受ける時<br>父や母の死亡により18歳未満の子(障害をもった子は20歳未満)が残されたとき | または亡くなった人が老齢基礎年金を受けられたこと                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●780,000円(子が1人のとき)</li> <li>●子の加算 子が2人以上いるとき<br/>               第2子…224,400円 第3子以降…1人につき74,800円             </li> </ul>                                                                      |

### 第1号被保険者への独自給付(表B)

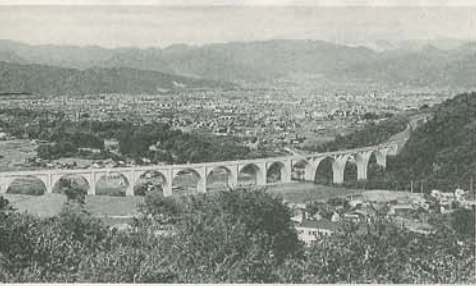
|                                                             |                                                                                                         |                                                                                |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <b>付加年金</b><br>付加保険料(月額400円)を納めた人は、納めた月数×200円が老齢基礎年金に加算されます | <b>寡付年金</b><br>老齢基礎年金を受けるはずだった夫(25年以上納付)が死亡したとき、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまで、夫が受けるはずだった年金額の4分の3が支給されます。 | <b>死亡一時金</b><br>保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなったとき、遺族に保険料納付月数によって12万から32万円まで支給されます。 |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

### 老齢基礎年金の請求先

受給資格期間のある人が、60歳または65歳になると特別支給の老齢厚生年金等や老齢基礎年金などが支給されます。2つ以上の年金制度に加入していた人は、最後に加入していた年金制度によって請求先が違います。

| 加入していた年金制度     | 請求する年金 | 請求先          |
|----------------|--------|--------------|
| 国民年金にのみ加入していた人 | 老齢基礎年金 | 市区町村役場(所)年金係 |
| 厚生年金にのみ加入していた人 | 老齢厚生年金 | 社会保険事務所      |
| 共済組合にのみ加入していた人 | 退職共済年金 | 共済組合         |

人の請求がなければ支給されません。忘れずに市役所や社会保険事務所などに請求しましょう。2つ以上の制度に加入したことのある人は、社会保険事務所へお問い合わせください。  
●国民年金のみ加入していた人  
……市役所国保年金課へ  
●2つ以上加入していた人  
……社会保険事務所へ



# 情報

テーブル  
市役所 ☎224100

## 第7回 上田文芸祭



「ひびき・響」

展示部門 ● 観光会館(大手町)  
3月18日(土)・19日(日)  
午前10時～午後4時

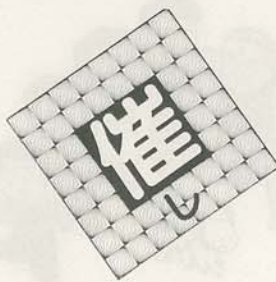
舞台部門 ● 市民会館  
3月19日(日)  
午前10時開演

入 場 料 ● 300円

主催 ● 上田市文化芸術協会  
共催 ● 上田市教育委員会

問い合わせ ● 文化センター内  
(事務局) ☎220760

### 「おもしろさ」満載 創造館3月の催し



● ● ●  
■ 第2土曜日学習施設活用の催し  
「水の中の生き物たち」きれいな川と汚れた川」

▽とき 3月11日(土)午前10時

約1時間 ▽参加費 無料

■ プラネタリウム特別投影「春の星座とめぐみの母太陽」

▽とき 3月21日(火)・26日(水)

(午前11時・午後1時30分・3時・3月22日(木)・25日(土)(午後1時30分・3時)

■ 第10回一般成人パソコン教室

▽とき 3月11日(土)・12日(日)

午前9時～午後4時30分 ▽対象

象 上小地域在住または勤務する18歳以上の人20名(先着順)

▽受講料 500円 ▽申し込み

3月5日(日)午前9時より電話で創造館へ(☎231111)

■ 第10回親子初級パソコン教室

▽とき 3月19日(日)午前9時

午後4時30分 ▽対象 上小地域の小学4年生・中学3年生

の初心者親子20名(先着順)

▽参加費 無料 ▽申し込み

3月12日(日)午前9時から電話で

■ 親子映画会

▽とき 3月25日(土)・26日(日)

(午前10時～午後2時30分)

▽上映作品「がんばれドナルド」 ▽参加費 無料 ▽定員

各回50名(先着順)

■ 星空観望会

▽とき 3月11日(土)午後7時

30分～9時(7時20分までに集合)

▽参加費 無料 ▽その他

雨天・曇天時はプラネタリウムで説明。小中学生以下の人

は保護者同伴で来場ください。

■ 折り紙教室

▽とき 3月21日(火)午前10時

午後1時 ▽参加費 300円(持ち帰り用袋を持参)

■ 道祖神まつり展

▽とき 3月23日(木)・28日(火)

午前9時～午後4時 ▽入館料

小中学生：無料、高校大学生：150円、一般：200円

■ 伝承こども遊び会

▽とき 3月26日(日)午前10時

午後1時 ▽内容 昔からのおもちゃ「べたくた」など

を作ります ▽参加料 無料

▽その他 小学3年生以下の子は保護者同伴で来場ください。

### 婦人週間記念講演

### 会にお出かけを!

● ● ●

「女性の生き方、働き方、経済自立と社会保障」と題して、

講演会を開催します。

▽とき 3月13日(月)午後1時

30分から ▽ところ 中央公民館3階大会議室 ▽講師 高崎

経済大学教授・塩田咲子さん

▽問い合わせ 厚生課(内線1608)

608)

### 第4回生涯学習市民 フォーラムを開催

● ● ●

▽とき 3月12日(日)午後1時

から4時 ▽ところ 文化会館

・ホール ▽記念講演 「地域で生涯学習をどうすすめるか」

(講師：東京農工大学教授・千野陽一さん) ▽内容 分館事例発表、記念講演、シンポジウム

▽入場料 無料 ▽問い合わせ

社会教育課(内線5121)

### 生涯学習市民大学

### 映像講座の講演会

● ● ●

▽とき 3月18日(土)午後1時

30分から ▽ところ 上田創造館ホール ▽演題 「写真と映像文化の未来」(仮題) ▽講師

日本大学芸術学部写真学科教授・澤本徳美さん(写真長野県展審査員) ▽問い合わせ 社会教育課(内線5121)

社会教育課(内線5121)

## 各ホール イベント案内

(主催者の都合により変更する場合があります)

### 市民会館

●二の丸1-2・☎0762

| 月日      | 催し         | 時間    | 入場方法 | 問い合わせ           |
|---------|------------|-------|------|-----------------|
| 3/11(土) | 中村メイ子文化講演会 | 13:30 | 無料   | 中部電力 ☎1240      |
| 19(日)   | 第7回上田文芸祭   | 10:00 | 300円 | 上田市文化芸術協会 ☎0760 |
| 26(日)   | 第30回上田民謡祭り | 9:30  | 無料   | 観光課             |

### 文化会館

●材木町1-2-3・☎0760

|        |                   |       |    |                  |
|--------|-------------------|-------|----|------------------|
| 3/5(日) | 第15回上田合唱祭         | 13:00 | 無料 | 中央公民館 ☎0760      |
| 12(日)  | 第4回生涯学習市民フォーラム    | 13:00 | 無料 | 社会教育課            |
| 18(土)  | 上田高校OB吹奏楽演奏会      | 13:00 | 無料 | 03-3800-0895(中田) |
| 25/26  | 第11回東信地区高校演劇合同発表会 | 9:30  | 無料 | ☎2827(山本)        |

### 創造館

●上田原1640・☎01111

|         |         |       |    |       |
|---------|---------|-------|----|-------|
| 3/18(土) | 映像文化講演会 | 13:30 | 無料 | 社会教育課 |
|---------|---------|-------|----|-------|

## 「上信越自動車道」のアーチ橋

### ●親しみのある名前を募集中!

応募期限は3月24日(金)です。ふるって応募してください。詳細は広報2月16日号をご覧ください。

▷問い合わせ 高速交通課(内線1553)

「県老人大学」で学んでみませんか!



●●●  
▽入学資格 おおむね60歳以上の県内在住者で、学習意欲が  
おう盛であり、地域福祉のために積極的に活動できる人  
▽募集人員 上田地区52人  
▽教室 上田合同庁舎  
▽出願手続き

### 「こどもまつり」実行委員と参加団体

入学願書が高齢者福祉課、高齢者福祉センター、各支所、各公民館にあります。3月24日(金)までに持参か郵送してください。  
▽問い合わせ 上小地方事務所厚生課(☎257122)

●●●  
「第24回うえだこどもまつり」が、5月5日(金)に上田城跡公園一帯で開催されます。  
こどもまつり実行委員会では、さらに「こどもまつり」を充実させるために、企画・運営に活躍してもらえる実行委員を募集しています。また当日、子ども

### 「技能開発訓練生」働きながら技能習得

●●●  
働きながら技能を習得できる、技能開発訓練生を募集しています。

▽募集専門職種 建築科・建築製図科・左官タイル科・板金科・造園科・機械科・電気機器科・配管科  
▽募集期限 3月20日(月)(定員になり次第締め切り)  
▽問い合わせ 上小高等職業訓練校(☎22666)

### 商品量目を調査する「計量モニター」に

●●●  
モニターの皆さんには、商品の量目調査をお願いします。市では、調査により得られた各種データやご意見を今後の計



楽しい「こどもまつり」に

量行政に生かしていきます。

▽応募資格 ①食料品関係の販売業を営んでいない、またはこれに携わっていない人 ②昼間の会議(5月2回、7月、1月)に出席できる人  
▽職務内容 指定する期間内に購入した商品の目方を計って日誌に記入し報告していただきます。  
▽募集人員 12人  
▽応募方法 はがきに住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号を記入し「〒386上田市大手1-11-16上田市役所商工課」へ  
▽応募期限 3月31日(金)  
▽問い合わせ 商工課(内線1403)

### 平成7年度上田市育英会の「奨学生」

●●●  
▽資格 ①平成7年4月から高等学校へ進学する人 ②同年4月現在、高等学校に在学している生徒 ③同年4月1日現在、市内に6か月以上居住する世帯の人 ④本会以外の育英会などの給付を受けていない人  
▽申し込み 在学している中学校、高等学校の担任の先生に相談して、3月17日(金)までに教育委員会庶務課(内線5105)へ  
▽決定 育英会の評議員会で決定します。

## ●上田を撮った人と映画

## シネマ&amp;フォーラム'95

▷とき 3月20日(月)午後6時30分 ▷ところ 上田映劇  
▷上映作品 「けんかえれじい」('66日活、鈴木清順監督)  
▷特別座談会 鈴木清順さん(映画監督)VS品田雄吉さん(映画評論家・多摩美術大学教授) ▷入場料 大人800円(当日1000円)・高校生以下400円 ▷問い合わせ 上田商業21世紀会事務局(商工課内・内線1402)

法務大臣からの諮問機関である法制審議会民法部会では、民法の家族法の分野について、法改正の審議を進めています。今回の改正審議の対象となっている事項は、選択的夫婦別氏

家族法ホットライン  
多くの意見を!

制、裁判上の離婚原因、嫡出子でない子の法定相続分など、国民生活に深くかわる問題です。そこで、法務省では、この家族法改正の検討に当たって、多くの皆さんのご意見を参考にさせていただくため、受信専用ファクス「家族法ホットライン」を設置しました。

▽改正審議の対象となっている事項 ①選択的夫婦別氏制について…夫婦がそれぞれ別氏を称することを認めるか。現行では、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。(民法第750条) ②裁判上の離婚原因…夫婦が5年以上共同生活をしていない場合は、裁判上の離婚を認めるか。

現行の裁判上の離婚原因については、配偶者に不貞な行為があった場合などで、別居していることについては、離婚原因とはみなされていない。(民法第770条) ③嫡出子でない子の法定相続分…嫡出子でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等にするのか。現行では、嫡出子でない子の法定相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一である。(民法第900条) ▽ファクス設置期限 3月31日(昼夜を問わず受信します)ただし、3月31日は、午後5時まで ▽ファクス番号 03-3592-17786(家族法ホットライン) ▽問い合わせ 市民課(内線1353)



上田市明るい選挙推進協議会と上田市選挙管理委員会では、市民一人ひとりが政治や選挙に関心を持ち、常に明るく公正な選挙が行われるようにとの目的で「明るい選挙啓発標語」を募集したところ、多数の応募をいただき、ありがとうございました。入選作品は、次のとおりです。(敬称略)

## ■優秀賞

- \*よい政治 選挙で託す この一票 (小林幸男)
- \*声かけて 皆んなで行こう 明るい選挙 (池田芳正)
- \*私達の 未来を築く 明るい選挙 (依田絵理子)

## ■佳作

- \*私の未来 あなたの老後 願いを託し この一票に (増澤紀美江)
- \*美しい 心に宿る きれいな選挙 (成沢仁子)
- \*いかせ一票 棄権は危険 (林頼母)
- \*この一票 明日の日本を 築くもと (大澤眞平)
- \*美しく 清き選挙で 上田を明るく (宮沢乙治郎)
- \*一票に 未来を託し 明るい選挙 (佐藤元信)
- \*一票の 重さ確かめ 正しい投票 (田村美央)
- \*有権者 権利はフルに 使おうね (野呂瑞徳)

上田市選挙管理委員会事務局  
(内線1671・1672)

不用品  
交換情報

不用品になったもの、ほしいものがありましたら、生活環境課(内線1390)へご連絡を。

## ゆすくります

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ▽換気扇(25cm)       | 1000円              |
| ▽冷蔵庫             | 3000円・10000円       |
| ▽電話器             | 1000円              |
| ▽都市ガス用湯沸かし器      | 5000円              |
| ▽プロパンガス用ガスレンジ    | 3000円              |
| ▽サイドボード          | 8000円・9000円・10000円 |
| ▽学習机             | 6000円・7000円・8000円  |
| ▽スキー靴(20cm・23cm) | 無料・3000円           |
| ▽学生服(上着のみ・180cm) | 5000円              |
| ▽編み機             | 無料                 |
| ▽和裁用裁ち台          | 5000円              |
| ▽座布団(5枚)         | 3000円              |
| ▽キーボード           | 6000円              |
| ▽ベビーファエ          | 1000円              |
| ▽窓用エアコン          | 3000円              |
| ▽ボックス型扇風機        | 3000円              |

## ゆすくります

▽電気ミシン ▽電気こたつ  
▽テレビ ▽自転車(子ども用・婦人用・大人用・折り畳み式)  
▽プロパンガス用ふろ一式  
▽プラスチック製湯たんぽ  
▽第一中学校用かばん・運動着  
▽学生服 ▽ベビー布団  
▽三輪車 ▽ぶらんこ ▽子ども用手押し車

※先着順に紹介しますので、すでに成約した物はご了承ください。

# 「法定労働時間」が 4月から一部変更になる

●●●  
平成7年4月1日から、規模10人未満の製造業等一部の事業場について、1週間の法定労働時間が短縮されます。

▽変更内容 ①製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取り扱い業および清掃・と畜業の事業のうち規模10人未満の事業場の週法定労働時間については、週44時間に短縮されます。②商業、接客娯楽業の事業のうち規模5人未満の事業場の週法定労働時間については、週46時間に短縮されます。▽問い合わせ 長野労働基準局（☎0262・51212）

## 「視覚障害者」には 電気料の補助が！

●●●  
火気の取り扱いが困難となりやすい視覚障害者のために、電気料の基本料を補助します。

▽対象（次の要件すべて該当するか） ①市内にお住まいで、生計中心者またはその配偶者が視覚について身体障害者手帳の1級または2級の認定を受けている ②契約電気容量が40アンペア以下 ▽補助申請 補助を申請されるかたには、必要書類をお渡しします。3月17日（金）までに厚生課へ申し出てください

## 兵庫県南部地震に 温かい義援募金を

●●●  
被災者の皆さんが復興に向かって立ち上がれるよう、市役所本庁舎1階ロビーに、日本赤十字社の募金箱を設置しています。また上田市社会福祉協議会ボランティアセンター（☎252629）では、被災地の救援ボランティアを受け付けています。▽問い合わせ 兵庫県南部地震上田市救援対策本部（生活環境課・内線1388）



電気料の補助制度が

## ごめい福を お祈りします

（1月届け出分・敬称略）

|       |       |    |        |       |    |       |     |    |       |      |    |
|-------|-------|----|--------|-------|----|-------|-----|----|-------|------|----|
| 宮原光己  | 金剛寺   | 65 | 安井ハナ   | 新田    | 81 | 中村次郎  | 下塩尻 | 64 | 増田志げよ | 吉田   | 93 |
| 高木力雄  | 野竹    | 76 | 坂口清子   | 富士見台  | 71 | 中村雅美  | 舞田  | 74 | 加藤今朝信 | 笹井   | 50 |
| 小林すみ子 | 鈴子    | 80 | 川谷くま   | 上川原柳町 | 81 | 増田徳   | 常磐町 | 80 | 荻原唯一  | 新屋   | 84 |
| 田中きく  | 中之条   | 91 | 工藤せね   | 秋和    | 91 | 松田悦郎  | 新田  | 94 | 成澤とよ  | 下之郷  | 87 |
| 長峯たつ子 | 国分    | 78 | 古平仁    | 岡     | 89 | 本田健二  | 浦野  | 46 | 成澤キヨコ | 緑が丘北 | 85 |
| 吉崎光子  | 上川原柳町 | 53 | 矢島光江   | 岩門    | 68 | 峯村ヨシ子 | 中組  | 86 | 西澤タケヨ | 上室賀  | 89 |
| 中沢茂   | 蛇沢    | 96 | 小本曾宏光  | 八舞    | 49 | 宮澤友枝  | 中村  | 88 | 西掛大九郎 | 上塩尻  | 74 |
| 石井節義  | 半過    | 79 | 大井正子   | 浦野    | 78 | 林利道   | 奈良尾 | 50 | 柳沢すい  | 倉升   | 88 |
| 松井信   | 新屋    | 77 | 橋本登代   | 鍛冶町   | 78 | 矢島一郎  | 久保林 | 92 | 山崎田積  | 下之条  | 66 |
| 武藤平三郎 | 愛宕町   | 72 | 中澤とし   | 院内    | 74 | 小林かほる | 十人  | 97 | 高橋なつじ | 城北   | 89 |
| 櫻井信子  | 保野    | 52 | 吉池輝子   | 小泉    | 59 | 柳原元治  | 上常田 | 76 | 永田春己  | 上鍛冶町 | 80 |
| 上島トミ子 | 材木町   | 68 | 山部みさを  | 平井寺   | 86 | 窪田登   | 上室賀 | 96 | 近藤とら  | 川辺町  | 83 |
| 北川たつの | 岩下    | 89 | 宮入好人   | 長入    | 10 | 久保田都類 | 森   | 81 | 清水ゆき  | 赤坂   | 80 |
| 青木イク  | 緑が丘北  | 95 | 森とみ    | 下之郷   | 83 | 石井百代  | 御所  | 92 | 松本ミサヲ | 緑が丘北 | 87 |
| 新保豊子  | 上室賀   | 88 | 内河徳の枝  | 桜台    | 86 | 山口姫子  | 踏入  | 91 | 西澤芳江  | 中之条  | 70 |
| 堀内睦人  | 福田    | 87 | 塚原藤美   | 院内    | 80 | 篠原きだ子 | 西野竹 | 58 | 滝澤雅   | 北常田  | 89 |
| 上野幸平  | 下之郷   | 74 | 金児はきを  | 材木町   | 89 | 塩入榮三郎 | 下青木 | 92 | 安藤たつ子 | 東前山  | 66 |
| 平林恒雄  | 伊勢山   | 77 | 金井英子   | 北天神町  | 87 | 小伊藤直衛 | 愛宕町 | 84 | 関田保   | 柳沢   | 77 |
| 三橋庄吉  | 新田    | 68 | 小坂井孫三郎 | 御所    | 76 | 小林吉代  | 海野町 | 84 | 清水和衛  | 上塩尻  | 83 |
| 川浦経子  | 御所    | 64 | 上原すみ   | 赤坂    | 93 | 久保信明  | 川辺町 | 59 | 白鳥武夫  | 川辺町  | 66 |
| 関かねき  | 上青木   | 80 | 濱村勝巳   | 金井    | 53 | 浅野重徳  | 諏訪形 | 85 | 濱村行男  | 城北   | 66 |
| 坂下要助  | 上紺屋町  | 74 | 小林つぎ   | 小泉    | 83 | 羽田百合子 | 大屋  | 78 | 丸山美利  | 神畑   | 94 |
|       |       |    | 関三千代   | 緑が丘北  | 78 | 石井光一  | 大手町 | 73 |       |      |    |
|       |       |    | 馬場めじ代  | 上塩尻   | 85 | 小林光治  | 岩清水 | 90 |       |      |    |
|       |       |    |        |       |    | 渡邊とくじ | 泉町  | 86 |       |      |    |



## 編集後記

●悪戦苦闘しながら並べた、子どものひな人形を見ていると、春が近いんだなと感じる。日のまにか木々のつぼみも膨らんで、いついままでの寒さから解放され、暖かい春の到来には心躍る。ところが春になると困るのが花粉症。また「花粉症」という言葉もなかった20年も前からの付き合いで、くしゃみ・鼻水が止まらず、たまらなく薬を飲むと、副作用で眠くなる。春は、うれしさ半分憂うつ半分。ところで現在、今までと違った情報発信型市勢要覧の制作を進めており、近日中に配布予定です。お楽しみに。（たなか）

●仕事柄、必要に迫られて、時間をみつけては四季折々の写真を撮りに出かける。撮るときいつも思うのだが、季節の顔と、その時、まさに「旬」があるのだな……。その時を逃すと、またたく間に表情が変わってしまう。季節の風景ひとつ撮るにしても、気象条件や時間帯、撮影ポイントなどによって「これが同じ場所なの？」と首をかしげてしまうほど。またまた写真の知識も浅く、経験も短いので偉そうなことはいえないが、奥が深くて難しいことだらうか。もっとセンスがあればなあ……。と思いつつ、悩まず、いつも気楽な自分だ。（にしざわ）

健康

ちばん  
い

●<sup>かど</sup>廉沢俊樹くん  
(5歳・上川原柳町)

圭悟くん  
(3歳)

「お兄ちゃんはファープル昆虫記、圭ちゃんは迷路遊びの本が好きです」と母のちなみさん。



## 保健ガイド

保健予防課 (内線 1374)

百日せき・ジフテリア・破傷風

### ■三種混合予防接種(3回目)

3回目の予防接種を下表のとおり行います。2月に1回目を受けたお子さんも、2回目としてお受けください。なお「1月に受けて、2月は受けられなかった2回目のかた」、「3月が初めてのかた」は、保健予防課までご相談ください。

▷受付時間 午後1時30分から2時20分まで ▷持ち物 母子健康手帳、問診票(赤ちゃん手帳の中にあります。会場にも用意あり) ▷注意事項 予防接種法の改正により、治療中の病気や経過をみていることがある場合には、主治医に前もって相談しておく必要があります。また「体温は会場で測定する」ことになりましたので、時間に余裕をもっておこしください。▷その他 対象地区の会場で受けることができないかたは、保健予防課までご連絡ください。

### ■三種混合予防接種日程表(3回目)

| 会場名                  | 実施日      | 対象地区  |
|----------------------|----------|-------|
| 保健センター<br>(市役所南庁舎2階) | 3月15日(水) | 南部・北部 |
| 上野が丘公民館              |          | 神科・豊殿 |
| 保健センター<br>(市役所南庁舎2階) | 3月17日(金) | 西部・塩尻 |
| 三好町会館                |          | 城下    |
| 塩田母子健康センター           | 3月22日(水) | 塩田    |
| 神川地区公民館              |          | 神川    |
| 文化センター<br>(3階大会議室)   | 3月23日(木) | 東部・中央 |
| 川辺町会館                |          | 川辺・泉田 |
| 川西社会福祉センター           | 3月24日(金) | 川西    |

※駐車場が狭いため、なるべく車での来場はご遠慮を

### ■各種成人病検診の申し込み

平成7年度の肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・基本健康診査(心臓病・糖尿病などの予防)の申し込みを受け付けています。申込書は1月に全戸配布しましたが、未提出の人は保健予防課または各支所へ3月24日(金)までに提出してください。

成人病検診は、毎年継続して受けることが大切であり、早期に発見されたがんは、早期に治療することで、ほとんど治ります。

保健予防課では、電話で申し込みを受け付けています。どうぞご利用ください。

▷問い合わせ 保健予防課(内線1373、1374)

在宅寝たきり老人など

### ■訪問指導従事者の募集

市では、在宅の寝たきり老人などの家庭を訪問して、相談・指導および看護を行う人を次により募集します。

▷資格 ①保健婦・看護婦の免許取得者で、訪問指導従事者認定講習会修了者、または関係の講習会が受講できる人 ②現在、病(医)院に勤務していない人

▷募集人員 若干名 ▷必要書類 ①申込書②履歴書(保健予防課にあります)③保健婦・看護婦の免許の写し ▷申込期限 3月31日(金) ▷申し込み・問い合わせ 保健予防課(内線1377)

## 広報モニター やってみませんか★

紙面作りにご協力を

秘書課(内線1112)

市では「広報うえだ」が、皆さんにより親しまれ、より読まれるものにしていくため、次により平成7年度の広報モニターを募集します。モニターの皆さんには、広報に対する意見や提案などを寄せいただき、市民参加の紙面作りの一端を担っていただきます。

▷対象 20歳以上の市内在住者(公務員を除く) ▷募集人員 一般公募

10人程度 ▷任期 委嘱の日から翌年3月31日まで ▷職務内容 ①モニター会議への出席(年3回程度)②アンケートの記入など ▷謝礼 記念品を贈呈 ▷応募方法 はがきに、住所・氏名(ふりがな)、年齢・職業・電話番号・「広報にひとこと」を書いて、3月31日(金)までに「〒386 上田市大手1-11-16 市役所秘書課広報担当」へ

# 資源回収年間カレンダー

## ●「資源回収日」が変わります

平成7年4月から、右表のとおり「資源回収」の実施日を変更します。  
資源回収を実施する自治会が増えてきましたので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。  
この表の日程は、業者が回収に来る日です。自治会の回収日とは異なる場合があります。

## ●2,000トンを越える資源を回収

平成6年度中（平成6年4月から平成7年1月末現在）の資源回収量は、約2,112トンを越えました。  
これは、実施世帯で1か月に平均7・5kgの資源が出されたこととなります。  
全市で実施されると、燃やせるごみの量の約1割に当たる約3,800トンの資源が回収されることになり、ごみの減量と再資源化が図られます。

## ●再生品をどんどん使おう！

集められた資源は、再生品として商品化されます。資源を出したわたしたちが、再生品を使わないと「リサイクル」になりません。

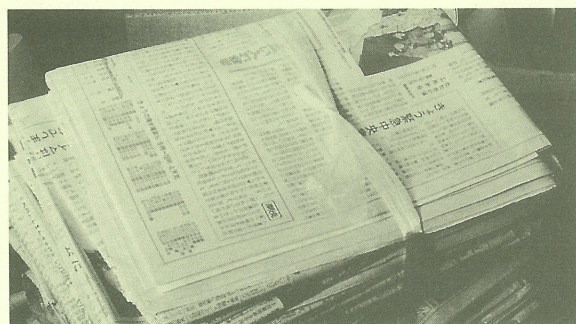
■問い合わせ 生活環境課（内線1386～1387）

### 表の見方

| 地 区      | 12月 | 1月 |
|----------|-----|----|
| 緑が丘 緑が丘西 | 4月  | 8月 |
| 城北 下紺屋町  |     | 5月 |

12月…上段・下段自治会とも4日(月)実施

1月…上段8日(月)、下段5日(金)実施



## ■資源回収年間カレンダー

| 地 区   |       |                         | 4 月                          | 5 月    | 6 月    | 7 月    | 8 月    | 9 月    | 10 月   | 11 月   | 12 月   | 1 月    | 2 月    | 3 月    |        |
|-------|-------|-------------------------|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第 1 週 | 月     | 緑が丘 緑が丘西 緑が丘北 新屋        | 3 (月)                        | 1 (月)  | 5 (月)  | 3 (月)  | 7 (月)  | 4 (月)  | 2 (月)  | 6 (月)  | 4 (月)  | 8 (月)  | 5 (月)  | 4 (月)  |        |
|       |       | 城北 下紺屋町 鎌原              |                              |        |        |        |        |        |        |        |        | 5 (月)  |        |        |        |
|       | 火     | 下本郷 上本郷 中野 上小島          | 4 (火)                        | 2 (火)  | 6 (火)  | 4 (火)  | 1 (火)  | 5 (火)  | 3 (火)  | 7 (火)  | 5 (火)  | 9 (火)  | 6 (火)  | 5 (火)  |        |
|       |       | 保野 学海南 学海北              |                              |        |        |        |        |        |        |        |        | 16 (火) |        |        |        |
|       | 水     | 上常田 北常田 下常田             | 5 (水)                        | 8 (月)  | 7 (水)  | 5 (水)  | 2 (水)  | 6 (水)  | 4 (水)  | 1 (水)  | 6 (水)  | 10 (水) | 7 (水)  | 6 (水)  |        |
|       |       | 泉町 踏入 材木町 木町            |                              | 10 (水) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|       | 木     | 十人 塩田新町 東前山 西前山         | 6 (木)                        | 9 (火)  | 1 (木)  | 6 (木)  | 3 (木)  | 7 (木)  | 5 (木)  | 2 (木)  | 7 (木)  | 11 (木) | 1 (木)  | 7 (木)  |        |
|       |       | 手塚 山田 ◆野倉               |                              | 11 (木) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|       | 金     | 富士見台 神科新屋 野竹 西野竹        | 7 (金)                        | 10 (水) | 2 (金)  | 7 (金)  | 4 (金)  | 1 (金)  | 6 (金)  | 13 (月) | 1 (金)  | 5 (金)  | 2 (金)  | 1 (金)  |        |
|       |       | 笹井 岩門 染屋                |                              | 10 (金) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|       | 第 2 週 | 月                       | 仁古田 岡 浦野 越戸 ★藤之木 ★常入         | 10 (月) | 8 (月)  | 12 (月) | 10 (月) | 7 (月)  | 11 (月) | 9 (月)  | 13 (月) | 11 (月) | 8 (月)  | 5 (月)  | 11 (月) |
|       |       |                         | 小泉 ひばりが丘 上室賀 ★下室賀            |        |        |        |        | 21 (月) |        |        |        |        | 19 (月) |        |        |
| 火     |       | 舞田 八木沢 八舞 別所地区          | 11 (火)                       | 9 (火)  | 13 (火) | 11 (火) | 8 (火)  | 12 (火) | 3 (火)  | 14 (火) | 12 (火) | 9 (火)  | 13 (火) | 12 (火) |        |
|       |       | 五加 東五加                  |                              |        |        |        |        |        | 17 (火) |        |        |        |        |        |        |
| 水     |       | 岩下 下青木 上青木 久保林          | 12 (水)                       | 10 (水) | 14 (水) | 12 (水) | 9 (水)  | 13 (水) | 11 (水) | 8 (水)  | 13 (水) | 10 (水) | 14 (水) | 13 (水) |        |
|       |       | みすず台南 みすず台北 梅が丘         |                              | 17 (水) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 木     |       | 岩清水 矢沢 赤坂 下郷            | 13 (木)                       | 11 (木) | 8 (木)  | 13 (木) | 10 (木) | 14 (木) | 12 (木) | 9 (木)  | 14 (木) | 11 (木) | 8 (木)  | 14 (木) |        |
|       |       | 吉田 築地 東築地 福田 西脇 北大手 新町  |                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 12 (金) |
| 第 3 週 |       | 月                       | 下之条 半過 千曲町 川辺町               | 17 (月) | 15 (月) | 19 (月) | 17 (月) | 21 (月) | 18 (月) | 16 (月) | 20 (月) | 18 (月) | 16 (火) | 19 (月) | 18 (月) |
|       |       |                         | 上田原 倉升 神畑 鷹匠町 (5. 8. 11. 2月) |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 22 (月) |        |        |
|       |       | 火                       | 南天神町 松尾町 本町                  | 18 (火) | 16 (火) | 20 (火) | 18 (火) | 8 (火)  | 19 (火) | 17 (火) | 21 (火) | 19 (火) | 16 (火) | 20 (火) | 19 (火) |
|       |       |                         | ◆末広町                         |        |        |        |        | 22 (火) |        |        |        |        |        |        |        |
|       | 水     | 原町 馬場町                  | 19 (水)                       | 17 (水) | 21 (水) | 19 (水) | 9 (水)  | 20 (水) | 18 (水) | 15 (水) | 20 (水) | 17 (水) | 21 (水) | 13 (水) |        |
|       |       | 柳町                      |                              |        |        |        | 23 (水) |        |        |        |        |        |        | 27 (水) |        |
|       | 木     | 愛宕町 ★上鍛冶町 鍛冶町 上紺屋町 丸堀町  | 20 (木)                       | 18 (木) | 15 (木) | 20 (木) | 17 (木) | 21 (木) | 19 (木) | 16 (木) | 21 (木) | 18 (木) | 15 (木) | 21 (木) |        |
|       |       | 上川原柳町 下房山 新田 ★下川原柳町     |                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|       | 金     | 中組 奈良尾 ★平井寺 鈴子 ★石神      | 21 (金)                       | 19 (金) | 16 (金) | 21 (金) | 18 (金) | 8 (金)  | 20 (金) | 17 (金) | 15 (金) | 19 (金) | 16 (金) | 15 (金) |        |
|       |       | ◆下之郷 桜 長野大学             |                              |        |        |        |        | 22 (金) |        |        |        |        |        |        |        |
|       | 第 4 週 | 月                       | 秋和 上塩尻 下塩尻 生塚 常磐町 諏訪部        | 24 (月) | 22 (月) | 26 (月) | 24 (月) | 28 (月) | 25 (月) | 23 (月) | 27 (月) | 25 (月) | 22 (月) | 26 (月) | 25 (月) |
|       |       |                         | 小牧 諏訪形 ◆中村 三好町 御所 中之条        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 火     |       | 須川 (4. 11月)             | 25 (火)                       | 23 (火) | 27 (火) | 25 (火) | 22 (火) | 26 (火) | 24 (火) | 28 (火) | 26 (火) | 23 (火) | 27 (火) | 26 (火) |        |
|       |       |                         |                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 水     |       | ★山口 蛇沢 長島 金剛寺 住吉が丘      | 26 (水)                       | 24 (水) | 28 (水) | 26 (水) | 23 (水) | 27 (水) | 25 (水) | 22 (水) | 27 (水) | 24 (水) | 28 (水) | 27 (水) |        |
|       |       | 桜台 ★小井田 中吉田 町吉田 ひかり 大手町 |                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 木     |       | 森 ★下吉田 林之郷 漆戸           | 27 (木)                       | 25 (木) | 22 (木) | 27 (木) | 24 (木) | 28 (木) | 26 (木) | 16 (木) | 28 (木) | 25 (木) | 22 (木) | 28 (木) |        |
|       |       |                         |                              |        |        |        |        |        |        | 24 (金) |        |        |        |        |        |
| 金     |       | 大屋 黒坪 上沢 国分 下堀 上堀       | 28 (金)                       | 26 (金) | 23 (金) | 28 (金) | 25 (金) | 22 (金) | 27 (金) | 24 (金) | 22 (金) | 26 (金) | 23 (金) | 22 (金) |        |
|       |       |                         |                              |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

※この表は業者が回収に来る日を示します。

## ●資源回収●

## こう出そう

▶資源回収の時間、場所は各自自治会へお問い合わせください。  
▶ルールを守って出しましょう。

★新聞紙…折り込みチラシは取り除き、十字にきつくしる（2つ折りにして）。  
★ダンボール…発砲スチロールは取り除き、折りたたむ。  
★雑誌・雑紙…同じ大きさにまとめて結束。小箱は折りたたみ、抜け出ないように。折り込みチラシは雑紙。  
★牛乳パック…水洗いの後、切り開いてよく乾

かして束ねる。  
★古布…化繊のものでも何でもかまいません。ただし、雨の日はビニール袋に入れて濡れないように（綿、マットレス、カーペット類を除く）。  
◆出せません◆…ろう引き紙、油紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、ビニール加工紙、感熱紙

自治会の回収日とは異なる場合があります。ルールを守って出しましょう！